

# 補聴器の 購入費を 助成します



## 対象者

1 から 5 の要件にすべて該当する方



1. 補聴器購入日において、松戸市に住民票がある65歳以上の方
2. 市民税非課税世帯の方
3. 耳鼻咽喉科の医師により、補聴器使用が必要と診断された方
4. 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方  
(申請中の方は助成対象外です)
5. 過去にこの助成を受けていない方

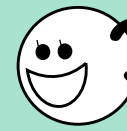
補聴器購入費用額 上限3万円 (一人1回限り)

## 助成金額

- |                             |   |                |
|-----------------------------|---|----------------|
| ①購入した補聴器の費用<br>が3万円以上の場合    | ➡ | 3万円            |
| ②購入した補聴器の費用が<br>3万円より安かった場合 | ➡ | 購入した補聴器<br>の金額 |



# 3 ♪ 手続きの流れ



# 3 ♪

## 1

### 市に相談する

松戸市役所 高齢者支援課までご相談ください。

## 2

### 申請書類を入手する

申請を希望する方は、高齢者支援課窓口または松戸市ホームページから、  
①申請書と②当市指定の医師の証明書を手入してください。

## 3

### 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師の証明書（当市指定）の交付を受けてください。  
※証明書等の作成料は自己負担となります。

## 4

### 補聴器を購入します

医療機器認定を取得した補聴器を購入します。その際は、必ず領収書を受け取ってください。

（購入日、購入者氏名、品名・型番、金額、事業所名・事業所印があることをご確認ください）

#### 【補聴器の購入にあたって】

補聴器は一人ひとりに合わせて調整が必要になります。本事業では、原則、補聴器販売店等対面での購入をお願いします。（インターネットでの購入は対象外）

### 市に申請する（郵送可）

必要申請書類を高齢者支援課までご提出ください。

※申請書の提出期限は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内です。

## 5

①松戸市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書（様式第1号）

振込先口座の情報をご記入ください

②耳鼻咽喉科の医師の証明書（様式第2号）

松戸市指定の様式をご使用ください

③医療機器認定を取得した補聴器の領収書 ※写し可

購入日、購入者氏名、品名・型番、金額、事業所名・事業所印が入ったもの

## 6

### 決定通知、助成のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付します。その後、ご指定の口座にお振込みします。

#### 【問い合わせ】

松戸市役所 高齢者支援課 電話：047-366-7346

住所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5

